

年度市・都民税特別徴収税額の納期の特例に係る失格  
届出書

年 月 日提出	
府中市長	様
届出者	所在地 名 称
次のとおり届出します。	
この届出書に係る事務所等の 法人番号 指定番号 所 在 地 名 称 所属課・係・担当者	
電 話	
給与の支払を受ける者が常時 10 人未満で なくなった期日及びその人数	年 月 日現在で常時 人 となりました。
月分 ( / 納期) から各月で納めます。	

※市役所処理欄

納期の特例を認めた税額	月から 月まで	円
納期の特例の承認の取消しによる納期の特例の処置	月から 月までの納期は 日となる。	月
通常の税額となった月及び税額	月分 月分以降	円 円
記載項目確認	通知書作成	

- 注意 1 届出書が提出されますと、その提出した日以降の期間は、納期の特例の承認は、無効です。
- 2 届出書を提出した日に属する月割額以前の月割額で納期の特例が認められていた月割額の納期は、これが提出された日の属する月の翌月 10 日となります。
- 3 届出書を提出した日に属する以降の各月割徴収税額は、従来どおりその徴収した翌月の 10 日が納期です。